

「意」神政連レポート No.219

あしる

- 01 **巻頭言** 総務会長就任にあたって／高麗 文康
- 03 **特集1** 台湾有事と日本／兼原 信克
- 07 **特集2** 武蔵野市「子どもの権利に関する条例案」の問題点／高橋 史朗
- 11 世界に目を見開き、前を向いて歩む年に／有村 治子
- 13 神政連が取り組む課題

神政連レポート 意 No.219
発行 令和五年二月二十日
編集 神道政治連盟

日本の未来を守りたい いま私たちにできること

参加費
無料

神道政治連盟憲法フォーラム

広島 3月1日(水)

開演 18:00 (17時頃開場)

広島市東区民文化センター
広島県広島市東区東蟹屋町10-31

松山 3月2日(木)

開演 18:00 (17時頃開場)

松山市民会館「中ホール」
愛媛県松山市堀之内

次 第

第1部 50分

基調講演

第2部 60分

パネルディスカッション

「我が国の安全と憲法のあり方について考える」

登壇者のご紹介



基調講演・パネリスト

おりた くに お
織田 邦男氏
(麗澤大学特別教授、元空将)



コーディネーター

た きた ま き こ
田北 真樹子氏
(産経新聞月刊『正論』編集長)



パネリスト

か づ ら ぎ な み
葛城 奈海氏
(ジャーナリスト・俳優)

メールでお申し込みいただけます。

下記QRコードを読み込み「メール作成画面はこちら」をタップし、必要情報を入力の上、送信してください。お申し込みをいただいた方には後日、入場ハガキをお送りさせていただきます。



広島 お申し込み締め切り

2月28日(火)



松山 お申し込み締め切り

3月1日(水)

総務会長就任にあたって



神道政治連盟総務会長
高麗 文康

本年度より総務会長を拝命いたしました。元より浅学非才であります。精一杯務めさせていただきますので、ご指導

ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

畏くも天皇陛下におかせられましては、天機いよいよ麗しく日々御公務に御精励のこととお慶び申し上げます。皇室の御事に関しましては、かねてより課題とされていた皇族数の確保についての方策が有識者会議より示され、その中には男子孫の皇族復帰を実現するための案も記されました。そもそもこの議論は単に皇族数の確保のみならず、将来の皇統護持を念頭に置いたものであるべきで、そうした意味では複数の内の一つとは

言え男系の皇統護持に有益な案が示された意義は大きいと存じます。この上は、静謐な環境の中で未来を見据えた議論が進められ、皇統の安定がはかれると共に皇室を尊ぶ国民精神の醸成により良い環境が整うよう心から願うものです。

さて、先の参議院議員選挙では、憲法改正に前向きな政党が全議席数の三分の二以上を占めるなど、概ね良好な結果となりました。しかしながら、一方では多くの実績を積み重ねてきた議員が大きく得票を減らした例が相当数見受けられました。そうした意味では本連盟としても反省すべき点が多々あるのだろうと存じます。殊に有権者の情報獲得手段が多様になり、短期間で多くの有権者に候補者の声を届けることが難しくなっているように思います。利用可能な情報伝達手段は

積極的に活用すべきですが、同時に不断の活動を通じて政策を訴えかけ、積み上げた実績を報告してゆくことも必要でしょう。殊に我々神社関係者に直接かかわる政策等については、会員各位に確実に伝達してゆく細やかさも求めるべきだと思います。本連盟の目的を達成するためにも改めて長期の視点に立った選挙への取り組みを構築すべきかと存じます。



ロシアによるウクライナ侵攻は世界に大きな衝撃を与えました。背景には当然ソビエト連邦の崩壊以降の歴史的経緯もあるのですが、直接的には平成二十六年のクリミア半島侵攻と二連の出来事であり、ここに至ってこのような大規模な侵略を許してしまったことはウクライナにとって痛恨事でありましょう。この際、一日も早い戦闘の終結とこの戦闘によって犠牲となった人々のご冥福をお祈り致したく存じます。

この出来事を鏡に我が国でもようやく安全保障

障に対する関心が高まり、防衛体制強化の必要性が認識され始めました。平和を求める人の心は古今東西変わることはありませんが、それにもかかわらず有史以来地球上から戦争が絶えたことがなく、二度の大戦を経た現在にあっても現実に変化がないことを近年の世界情勢は明示しています。言うまでもなく中国の海洋進出や北朝鮮による核開発などもその事例の一つであり、近隣諸国の動向には目を離すことができません。国家の使命である「国民の命と財産を守る」ことができる我が国であるためにも、国防の足枷になりかねない憲法を早急に改正し、万全の備えを志向しなければなりません。

時に迂遠な課題に取り組まなければならない本連盟ではありますが、斯界の発展にとっても大切な活動と心得ております。引き続き会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

習近平氏は、これまでの中国のリーダーとは違う。異常なまでに研ぎ澄まされた生存本能と徹底した力の信奉で、「やらなければやられる」という冥府魔道の権力闘争を勝ち抜いてきた。習仲勲という失脚した党幹部を父に持ち、毛沢東の大躍進、文化大革命に翻弄され、家族を壊され、毛沢東語録を暗唱し、少年期を善良な百姓になりきったふりをして生き抜いてきた。そして権力を手に入れた瞬間から、仮面をかぶり捨て、政敵をなぎ倒し、極端な権力の一極集中を実現した。

チャイナセブンと呼ばれる中国共産党政治局常務委員の顔ぶれは、エリート集団である共青团派を完全に排除した。胡锦涛元国家主席、李克強前首相、胡春華前副首相が消えた。習近平氏の出身派閥である上海派のボス江沢民氏も逝去した。習近平第三

期政権の顔触れは、彼を地方で支えた子分ばかりである。

習近平氏は、第四期も、あるいは、終身独裁者さえをも狙っているであろう。二〇四九年の中華人民共和国創建百周年を国父として祝うつもりかもしれない。しかし、プーチン露大統領の失敗を見ればわかる通り、長期独裁政権は必ず腐敗する。諫言する者は去り、お追従を言うものばかりが群れる。やがて老いた独裁者は現実から遊離し始め、自分は歴史的偉人であるという誇大妄想に憑りつかれる。そうしてプーチン氏はウクライナを侵略した。チベット、ウイグル、内蒙古を弾圧し、香港の自由の灯を吹き消した。習近平氏が、次にねらいを定めるのは台湾である。

台湾は歴史的には中国の島ではない。フィリピン、

台湾、ルソン、ミンダナオからマレーシア、インドネシアにつながる列島線に位置する島であり、福建省の漢人や客家が入植する前から、海洋系の先住民がいた。台湾に最初に本格的な勢力を扶植したのは大航海時代のヨーロッパ人たちである。アジア貿易の拠点としたのである。最初に来たのはポルトガルである。

彼らは台湾を「美麗島」と名付けた。最終的に、台湾はオランダのものとなる。インドネシアを征服したオランダは台湾にゼーランディア城を構えて交易で繁栄した。

ところが思いもかけず、天下統一を果たした豊臣秀吉が明の征服を企てる。老いた秀吉は朝鮮半島に二度攻め込んだ後、明に敗退して引き下がった。当時、秀吉の軍勢は総軍五十万と言われ、世界最大の軍勢の一つであった。その後、疲弊した明が李自成の乱で自滅する。そこに満州族が乱入して清が建てられる。その時に逃げた明の皇子を台湾に迎えて血統を継いだのが、近松門左衛門の「国姓爺合戦」で有名になった鄭成功である。その母は日本人であった。鄭成

功の海上王国を清が併呑するのは、ようやく十七世紀の末である。中国の台湾領有はそれから日清戦争までの二百年に過ぎない。しかも北方騎馬民族の清は、南方の海中にある台湾の統治にほとんど関心がなかった。

十九世紀の末、日清戦争の結果、台湾が日本領となる。朝鮮半島を巡る戦いであったにもかかわらず、日本は台湾を求めた。帝国海軍の優れた戦略的判断であった。十六世紀以降、欧州で大帝國となった国はみな海洋に進出した国々であった。日本の台湾統治は、プランテーションでアジアやアフリカの有色人種を牛馬のごとく使った欧米列強の植民地支配とは趣が異なる。日本は内地の延長として台湾の近代化に全力を挙げた。台北の帝国大学創立は、名古屋大学、大阪大学よりも十年くらい早い。日本軍は、白人が指揮する植民地住民の部隊のようなものは作らなかった。台湾人でも、陸軍士官学校、海軍兵学校を卒業すれば、日本兵を統率する将校になれた。京都大

学剣道部だった李登輝總統は、今の日本人よりもはるかにサムライらしい。台湾には親日的な人たちが多い。日本の影響を自分たちのアイデンティティの中に立派に昇華させているからである。

日本が太平洋戦争に敗れた後、スターリンの支援を得て、延安に引きこもっていた毛沢東が勢いを得、日本が敗退した台湾に蒋介石を追いやった。前近代的な国民党の統治は不評だった。大陸反攻を目論む蒋介石は、台湾の発展に熱心ではなかった。昭和二十二年二月二十八日、台北で起きた暴動では二万人の台湾人が犠牲になった。長い間、語られることになかった悲劇は、台湾民主化の後に再び歴史の表に出てきた。

昭和二十七年、サンフランシスコ平和条約で独立した日本は、日米安保条約を結び、また、日華平和条約を結んで台湾と国交を開いた。そして昭和三十五年、岸信介総理とアイゼンハワー大統領の間で結ばれた現行の日米安保条約は、その第六条で、米軍が旧大日本帝国領である朝鮮半島南部及び台湾島と旧

たのである。

日中国交正常化は、日本がちょうど米国の施政下にあった沖縄を本土に復帰させるときと重なった。沖縄は、朝鮮半島、台湾、フィリピンの真ん中にある戦略的に非常に重要な島である。米側は、沖縄の米軍基地返還後も依然として、朝鮮及び台湾有事に際しての米軍基地の使用に強く固執していた。米国も日本も、台湾を中国の領土の一部と認めて、中国の武力併合を認めることは決してなかったのである。

その後、日本は、片務的と言われた日米同盟の運用を次々と改めていった。小渕恵三総理は、平成十一年、日本に重要な影響を与えるような事態が起きた際、日本の自衛隊が米軍の後方支援をできるようにした。安倍晋三総理は、平成二十七年、日本の存立が脅かされるような危機的事態になれば、自衛隊は後方支援のみならず、集団的自衛権を行使して米軍と共に武力行使できるようにした。日本は、戦後、大日本帝国の領土だった韓国及び台湾の防衛責任を米国に押し付けてきたが、ようやく共同の防衛責任を引き

米国領であるフィリピンを日本の米軍基地を使って守ることに合意した。台湾は広い意味で米国の太平洋同盟網の一員であった。

しかし、昭和四十四年、大躍進運動、文化大革命、朝鮮戦争参戦、チベット侵略、インド侵略と激しく中国を揺さぶり続けた絶対的独裁者の毛沢東が、シベリアでダマンスキー等に攻め込み、ロシアから大反撃を受ける。モンゴルのソ連軍六個師団に恐れをなした毛沢東は米国および日本との国交正常化を焦った。ベトナム戦争で疲弊していた米国のニクソン大統領とキッシンジャー博士が、北京を中国の正統政府として承認し、日本も田中角栄総理が国交を正常化した。

この時、中国側は、「台湾島は中国領土である」と固執したが、日本もアメリカもその主張に同意しなかった。なぜなら、事実上、中国は北京の中国と台北の中国に分断されて存在しているからである。その姿は、実は、南北朝鮮、南北ベトナム、東西ドイツと変わらない、そして台湾は、常に西側にとどまり続けている。

受けるようになったのである。



今、焦点となっているのは、台湾人のアイデンティティである。独裁色を強める中国に対する自由台湾人の嫌悪は強い。もちろん大陸中国での利権に目を奪われる台湾人もいる。しかし、馬英九總統（国民党）が中国がもちかけた三通（通商、通航、通郵）に乗り、台湾が経済的に中国に併呑されそうになった時、台湾の学生たちが立法院に乱入した。ひまわり革命である。今やほとんどの台湾人が自分たちを「台湾人です」と言いきる。自由と民主主義に目覚めた台湾人のアイデンティティは本物である。

台湾有事は、日本有事である。それは距離や半導体だけの問題ではない。香港の自由の灯が吹き消されたときのようになり、日本や米国や西側諸国が二三〇〇万人の自由な人々が幸せに暮らす台湾を見捨てれば、私たちは、自由と民主主義のリーダーである資格を失う。台湾問題は、私たちのよって立つ価値観の問題でもあるのである。

武蔵野市「子どもの権利に 関する条例案」の問題点

麗澤大学特別教授
モラロジー道德教育財団道德科学研究所教授
高橋 史朗

東京都武蔵野市が今春にも市議会に提案予定の「子どもの権利に関する条例案」には問題点が多い。最大の問題点は、誤った子供中心主義に立脚していることである。フランスの哲学者、フィッセルク・ラウ氏は「児童を大人と同じに扱ったり、児童の選択を無批判に認めたりすることは、決して児童を尊重したり守ったりすることにはならない。それは、かえって児童を扇動して利用しようとする人々の餌食にすることになる」と指摘しているが、その通りであろう。



そもそも、自分らしさという個性や自主性は、横浜高校野球部の渡邊元智元監督の名言「自主性は楽しさから、楽しさは厳しさから生まれる」が示す

で採択された児童の権利条約第七条にも、「児童は……父母によって養育される権利を有する」と明記されている。

この児童の権利条約の内容を大別すると、生存、発達、保護、参加の諸権利に分類でき、「保護を受ける権利」という言い方で、子供が保護を受けることも権利の一部であるという捉え方をしており、保護に関する規定が多く盛り込まれている。

同条約の前文には、「児童は、身体的及び精神的に未熟であるから、適当な法律上の保護を含む特別の保護及びケアが必要である」という基本的趣旨が明記されており、従って、児童は権利の主体であることは当然であるものの、あくまで児童は十分な保護を受けるべき対象であることを前提に、権利を保障するというのが趣旨である。

もつとも、未成年保護法の権威である森田明東洋大学名誉教授は、同条約の批准によって、「保護の理念、家族の理念が腐敗する危険が出てきた。権利が栄えて人間関係が衰弱するという危険がある」「法

ように、基本の型を厳しく守り、それを破る楽しさ、千利休が言う「守破離」のプロセスを経て獲得されるものである。

私が塾長を務めていた大阪師範塾の二期生であった(株)原田総合研究所の原田隆史所長によれば、大谷翔平選手を育てたのは挨拶、返事、整理整頓や「時を守り、場を清め、礼を正す」という「躰の三原則」であるそうだ。こうした人間教育の基礎基本を身に付けさせることを「こういうふうに着てほしい」とか「何々らしい」という価値観の強制、押し付けと捉えることは間違っている。

子供には「自分で自分を育てる力」すなわち「自律的秩序形成機能」があるが、子供の発達を保障するためには、子供の発達段階に応じた関わり方を親が学ぶ必要があり、それは、平成元年に国連総会

と権利は、人間関係を強制力によって破壊することはできない」と警告を発していた。



ところで、武蔵野市で制定が画策されている「子どもの権利に関する条例」の検討委員会が提出した報告書では、「子どもの意見表明・参加の権利保障とは、……意見表明にとどまらず、その意思の形成、場合によっては、その子どもの気持ち、意思の代弁までを含むものであり、最終的には、意思決定への参加(関与)、共有までを含む」と書かれている。しかし、児童の権利条約第十二条第一項において、「児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」と規定されていることを見落としてはならないだろう。

また、同報告書において、子供は「自己の権利を実現する主体」であるとされている。しかし、児童の権利条約にあるように「保護を受ける権利」も有し

ていることを忘れてはならない。国際的法律文書では、家族が教育において演じる役割の重要性を強調しており、例えば、世界人権宣言では、「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位」と定め、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約も、「保護及び援助が、…：家族の形成のために…：与えられるべき」と記している。

さらに「授業、教育内容への子どもの意見に配慮する必要がある」というが、授業や教育内容は、学習指導要領や教育振興基本計画等に基づくものであり、「第三者の勝手な人間像を押しつけられない権利」を強調することによってそれらの否定に繋がり、学校教育が混乱する恐れがある。

加えて、子供には（学校に通うか否かを問わず）「自分の意思で学ぶ権利」「遊ぶ権利」「休む権利」があるというが、これらは児童の権利条約の歪曲拡大解釈といえる。ちなみに、同報告書には「休む権利の制度化」子ども特別休暇制度を設けることも考えられるとの議論もある」とされ、「聴いてみ

・嫌なことがあったり、体調が悪いときなど、休みたいときに休める環境をつくること
・が大切だと思つ。
・条件は必要だが、疲れた時に一年間に3
〜5日ほど自由に休める制度が必要だと
思つ。

この他にも、武蔵野市の報告書では、乳幼児期から大人と同様の意見表明などの権利を認め、子供は「マイノリティ化の中で意見を言いにくい環境にあることに配慮され、意見表明・参加について支援を受ける権利がある」として、子供の意見表明を支援する「子どもアドボケーター」を置き、「市は、子どもから出された意見を聞き置くのではなく、その結果の反映に努め、あるいは反映できなかった際の説明責任を果たすべきである」と定めている。まさに、前述のフィンケルクラウ氏の警告のように、子供の権利の名のもとに子供を煽動して利用しようとする人々の餌食になる危険性があるのだ。

たい！子どもたちの声」として次のように書かれている。

②子どもには、自分らしく生き、育つ権利があること。

・中学校では、お化粧はだめ、肌の露出は避けるなどあるが、自分がしたい格好をすれば良いことなのではないか。また、学校の指定服を着ることで、個性が失われたり、気候に合わず、変な感じがしたりしてしまう。

③子どもには、休む権利及び自由に時間を過ごす権利があること。

・休むときに親の目があるからと言って言い出せない人もいると思うので、親に言わなくても休めるようにした方が良いと思う。
・辛いときは休んでもいいことを知るといのはとても大事だと思うし、余裕を埋めるような仕組みを作るのが大切だと思う。

なお、武蔵野市「子どもの権利に関する条例」のような「子どもの権利条例」は喜多明人早稲田大学名誉教授が推進役となって全国各地に広めている。この条例を制定する上では、男女共同参画と同様に「基本計画」が策定され、具体的施策の展開について検討する審議会や、施策を実行する行政機関が整備されることになる。全国各地でのこうした条例制定の動きを今後も引き続き注視しつつ、条例の内容が児童の権利条約の趣旨を逸脱した誤った子供中心主義に歪められないように啓発していくことが肝要である。

世界に目を見開き、 前を向いて歩む年に

神道政治連盟国会議員懇談会 副幹事長
参議院議員 比例(全国)区選出

有村 治子



新年を寿ぎ、謹みて初春の御挨拶を申し上げます。
鎮守の杜をお守り下さっています神職の先生方はじめ神社界の同志の皆様から旧年中に賜りましたご厚情に、心をこめて御礼を申し上げます。いつも温かい友情や御支援を賜り、本当に有難うございます。
感染症対策に細心の心配りを重ねられ、新年のご祈禱をお進め下さっていると拝察しております。

三年以上も続くコロナ禍によって、私達のライフスタイルや価値観も随分と変化しました。やっと国産の治療薬が開発され、感染症の収束に向けて希望を持ち準備が進む一方で、日本と世界をとりまく構造的変化の激しさを身に染みて感じます。

我が国では、慣れ親しんだ平時ではない状況に立ち向かう際、ともすると完璧さを求める世論の期待が強すぎて、「最初の一步」がなかなか踏み出せない事があり

あつて、それでも日本が活力ある先進国として繁栄を手にし、国力を維持するためには、未来に向かつて勇氣を持ってチャレンジする姿勢を応援し、「気持ちで負けない」社会機運も必要だと考えます。

一定のリスクや実験を許容する社会でなければ、成長や新分野の開拓、およびその果実を手にする国民的繁栄はありません。将来にわたって守るべき国益・国民益を護るために、どのような変革を促す一方で、いかなる価値を堅持すべきなのか。「国益」という大きな概念で主張してきた国民的安全・福利による安心・繁栄への努力を、より具体的に丁寧論じ、着実に実現していく時代です。

他方、核兵器を保有し軍事力を頼みとする強権国に囲まれている日本の安全保障環境は厳しさを増し、台湾有事の懸念も高まっています。「台湾有事は日本有事」と安全保障の本質を見事に喝破された安倍晋三元総理の御発言から丁度一年が経ち、神道政治連盟国会議員懇談会の会長としても日本の針路を示し続けて下さった安倍元総理のご遺志を、心ある同志皆

ます。内向きになりがちな我が国の「守りの姿勢」自体が、実は日本自身の国力や未来へのチャンス、国際的発言力を削いでいるのではないかと、時折痛感致します。

特に最近では、新たなチャレンジをする人や考えに對して、寄ってたかかってその不足を非難し、吊るし上げる風潮を強く感じます。特にインターネット空間においては、自身は火の粉が飛んでこない「匿名」の安全地帯に身を置きながら、第三者を徹底的に貶め攻撃する手法で、新たなチャレンジャーの意志を削ぐ風潮が目立ちます。

このような風潮が、果たして健全な日本の未来を引き寄せてくれるのでしょうか？ 私は、公序良俗を体現する日本の国民的良識を信じる保守として、このような風潮に、違和感を覚えます。

コロナ禍でより厳しい状況におかれた少子社会に於いていく決意を新たにしています。
ロシアによるウクライナ侵略が続く今、平和を尊ぶ日本だからこそ、「他国への領土侵害は、どんな場合でも許されない」との毅然とした国家の意志を示し、友好国と共に民主的な国際秩序を守り抜く努力を続け、我が国の安全と繁栄の基盤を確保しなければなりません。

「自分の国は自分で守る」との気概がない国を助けてくれる国などありません」という本質も、世界中で首脳会談を重ねられた安倍元総理が祖国を守るために私達に託された、大事なメッセージです。

全国の神社界の皆さまにご指導賜り、心通うご縁を賜っております事に感謝の想いを重ね、これからも「神道の精神を国政に、日本の心を政策に」という立ち位置で、堅実な保守政治家を心掛けます。どうぞ引き続き温かいご指導ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

皆様と国民を繋いでくださる全国各神社のご隆昌と、神社界皆さまのご健勝、幸多き一年をご祈念申し上げます。

◆ 神政連が取り組む課題 ◆

— 最近の動向 —

旧統一教会問題



安倍元首相の銃禍に端を発する世界平和統一家庭連合(旧統一教会)問題への対応として、政府は、三度にわたる報告徴収・質問権の行使や法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(いわゆる救済新法)の立法等様々な取り組みを行っています。とりわけ救済新法については、岸田首相は臨時国会会期中の法案成立の意向を示し、十一月一日には法案を提出、異例の土曜日審議を経て同月十日に成立させました。本法案は、信教の自由とも関連し、宗教法人等の活動に影響を及ぼしかねず、本来、慎重な審議を要するものですが、わずか十日の短期間で十分に議論が尽くされたのか、疑問が残ります。

また、世間の声を反映することは、民主国家である我が国にとって当然のことですが、そのきっかけとなった、力による、令和三年度にはGDP比二・二四%程度であった防衛費を、令和九年度までにGDP比二%に増額することが示されるなど、防衛力の強化に向け、着実に歩みを進めていることについては評価すべきでしょう。

一方、こうした防衛力の強化に実効性を持たせるためにも、憲法九条をはじめ、国防上の弊害となっている現行憲法を改正する必要があることは言を俟ちません。真に有事に対応出来る制度づくりが求められます。

憲法改正



昨年の臨時国会において、衆参の憲法審査会では活発な憲法論議が行われました。

会期中、衆院憲法審は最多となる七回開催され、緊急事態条項の新設や国民投票時のインターネット広告規制等について議論が行われました。とりわけ、緊急事態条項については、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党が緊急事態条項の新設に伴う国会議員の任期延長について賛意を表明、具体的な条文案について議論を求めました。一方、参院憲法審では、「一票の格差」を巡る問題等を中心に議論が行われ、自民党は参議院の都道府県選挙区

る加害行為に至った者の心情に関連した新たな立法は、その者の思惑に沿うことになりかねないことから、いかなる理由であっても暴力による問題解決は認められないとの社会認識を醸成することが、まずは肝要ではないでしょうか。

安全保障



昨年末、政府は「国家安全保障戦略」・「国家防衛戦略」(旧「防衛計画の大綱」)・「防衛力整備計画」(旧「中期防衛力整備計画」)のいわゆる安保三文書の改定を閣議決定しました。これは昨今の日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを受け、防衛力を強化するためになされたものです。新たな安保三文書には、敵国の弾道ミサイル等による攻撃への対処のために発射拠点を攻撃する反撃能力(敵地攻撃能力)を保有することが明記され、さらには、宇宙などの新領域を防衛する多次元統合防衛力の強化、サイバー領域への攻撃を未然に防ぐ「能動的サイバー防衛」の導入、航空自衛隊に宇宙領域の専門部隊の設置、防衛装備品の輸出ルールを定めた「防衛装備移転三原則」の制度見直し等が記されています。

「合区」を憲法改正により解消すべきと主張しました。しかし、こうした議論について立憲民主党や共産党は耳を傾けず、安倍晋三元首相の国葬や旧統一教会を巡る問題の集中審議を求めるなど主張を繰り返しました。

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中において、非常時の備えとして緊急事態条項の新設を求める声が国民の間でも高まっており、可及的速やかに取り纏めべき案件であることは論を俟ちません。この点、自民党は本年の通常国会でも緊急事態条項の新設を最優先に、国会発議に向けた議論を加速する考えを示しています。

本連盟では引き続き、国会での議論を注視しつつ、来る国民投票を見据えて改憲気運の醸成に努めて参ります。

神政連レポート意 No.218につぎまして、左の通り訂正いたします。

訂正		
誤	正	
平成二十七年七月	平成二十六年七月	八頁下段六行目
同年九月	翌年九月	八頁下段十行目